

参加費無料

消費税 10%への引上げと同時に導入される

消費税の軽減税率制度セミナー

2019年10月1日に導入される「消費税の軽減税率制度」について、制度の概要、導入に伴い事業者の皆さんが対応しなければならない事項、期限が定められている対策補助金に関するセミナーを以下のとおり開催します。

広会場

平成31年2月4日(月) 14:30~16:00 (開場 14:00)
呉市広市民センター 5階大会議室 (呉市広古新開2-1-3)

呉会場

平成31年2月6日(水) 14:30~16:00 (開場 14:00)
呉市役所 くれ絆ホール (呉市中央4-1-6)

※ ご都合の良い会場をご選択ください。

プログラム

- 制度の概要、準備事項、請求書等の記載方法の変更内容
【講師】 呉税務署 法人課税第一部門 吉田 誠 氏
- 軽減税率制度対策補助金の説明
【講師】 呉商工会議所 中小企業相談部

消費税の軽減税率制度とは？

消費税 10%引上げ以降も、飲食料品（酒類、外食を除く。）及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくものに限る。）については、消費税率を引き続き8%に据え置くものです。

この制度の導入に伴い、事業者（免税事業者を含む。）においては、以下のとおり様々な対応が必要となる場合があります。

- 1 複数税率に対応したレジの導入、受発注システムの改修

※ 補助金を受給するためには、平成31年9月30日までにレジの導入・システムの改修を終え、支払が完了している必要があります。

- 2 帳簿・請求書の記載方法の変更 など

【お問い合わせ】 呉信用金庫 地域貢献部（担当：森川） 電話：0823-24-1195

お申し込み ⇒ FAX:0823-25-6440

事業主名		電 話	
法人名		F A X	
住 所	〒	参加日	2/4 ・ 2/6
御参加者	氏 名	部署名	

※ 御記入いただきました個人情報は、サービス・情報提供、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。

※ お申込みへの返信・連絡については、満席によるお断りや開催中止等、特段の場合を除き行いません。

主催：呉信用金庫 共催：呉税務署、広島県西部県税事務所、呉市

後援（予定）：中国税理士会呉支部、呉納税貯蓄組合連合会、呉青色申告会、（公社）呉法人会、呉間税会、呉商工会議所、呉広域商工会、（公社）呉青年会議所、呉小売酒販組合、呉酒造研究会、（一社）呉市医師会、呉市歯科医師青色申告会、（一社）呉市薬剤師会、安芸歯科医師青色申告会呉地区会